

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	破砕業の変更許可	
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号） 第70条第1項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	別添のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	

破 碎 業 変 更 許 可 申 請 に か か る 審 査 基 準

(1) 申請書類

根拠となる条項等	条項文(概略)
施行規則第63条第1項	破砕業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破砕業者(以下、「変更申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した様式第10による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
同 第1号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同 第2号	許可の年月日及び許可番号
同 第3号	変更の内容
同 第4号	変更の理由
同 第5号	変更に係る破砕業の用に供する施設の概要
同 第6号	変更に係る破砕業の用に供する施設について廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
同 第7号	法第68条第1項第4号及び第5号並びに第60条第4項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項
施行規則第63条第2項	前項の申請書には、当該変更申請書が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
同 第1号	変更に係る破砕業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(当該施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。)
同 第2号	変更申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
同 第3号	変更後の事業計画書
同 第4号	変更後の収支見積書
同 第5号	変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
同 第6号	変更申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
同 第7号	変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
同 第8号	変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
同 第9号	変更申請者に令第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
同 第10号	変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
同 第11号	変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
規則第60条第3項	第60条第2項本文の規定は、破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。

(2) 破砕業の変更の許可の基準 (法律第70条)

法律第69条第1項第1号(施設及び申請者の能力)

一 施設に係る基準(規則第62条第1条第1項)

イ	みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。
ロ	解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。
ハ	解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。 (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が(廃棄物処理法第15条第1項に規定する)産業廃棄物処理施設である場合にあつては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。 (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が(廃棄物処理法第15条第1項に規定する)産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。
ニ	解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。 (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。 (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。 (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

二 破砕業許可申請者の能力にかかる基準(規則第62条第1条第2項)	
イ	次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。 (1) 解体自動車の保管の方法 (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法 (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法 (4) 排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。) (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法 (6) 解体自動車の運搬の方法 (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法 (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 (9) 火災予防上の措置
ロ	事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。
法律第69条第1項第2号(欠格要件)	

(3) 立入検査

(出典:使用済自動車の再資源化等に関する法律)